

中華民国憲法第7次修正の研究

陳, 志明 / CHIN, Shiaki

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

56

(開始ページ / Start Page)

121

(終了ページ / End Page)

138

(発行年 / Year)

2006-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020682>

中華民國憲法第7次修正の研究

法律学専攻
博士後期課程 陳 志 明

目次

- I はじめに
- II 中華民國憲法の制定とこれまでの修正
 - 1. 中華民國憲法の制定
 - 2. 動員戡乱時期臨時條款による修正
 - 3. 李登輝政權期における修正
 - (1) 第1次修正
 - (2) 第2次修正
 - (3) 第3次修正
 - (4) 第4次修正
 - (5) 第5次修正
 - (6) 第6次修正
- III 中華民國憲法第7次修正の内容と課題
 - 1. 第7次修正の経緯
 - 2. 第7次修正の内容
- IV おわりに

I はじめに

昨年、すなわち2004年の3月に、台湾では1996年、2000年に続いて3度目となる総統直接選挙が行われ、現職の陳水扁が第11代総統に再選されたが、この総統直接選挙のおよそ半年前、すなわち2003年9月に、陳水扁は2006年までに現在の中華民國憲法に替わる新憲法を制定して「中華民國」という枠組みからの事実上の脱却を目指すとの方針を打ち出し、これを受けて与党民進党からはそのような新憲法制定論が示されるようになった。これに対抗して、国民党や親民党など野党側からは、あくまでも従来の「中華民國」という枠組みの中で新憲法の制定を目指すとの方針が打ち出され、こうしてこの新憲法制定問題が、その背景にある対中関係と併せて昨年3月の総統選挙や昨年12月の立法委員選挙における争点となった。すでに述べたように、総統選挙では民進党の陳水扁が再選されたのであるが(注1)、立法委員選挙では逆に野党側が過半数を制しており(注2)、新憲法制定問題に関して国民のコンセンサスは得られていないのが現状である。

この新憲法制定問題とは別に昨年8月、李登輝政權期における6度の中華民國憲法修正(1991年、1992年、1994年、1997年、1999年、2000年)に続いて7度目となる中華民國憲法修正のための修正案が立法院において可決され、今年、すなわち2005年の6月に、すでに2000年の中華民國憲法第6次修正により非常設化されていた国民大会で可決されて中華民國憲法第7次修正が成立した。この第7次修正は立法委員の定数半減と任期変更、小選挙区比例代表並立制の導入、国民大会の廃止、公民投票による憲法修正などを内容とするものであるが、これらはいずれも李登輝政權期における6度の中華民國憲法修正の結果、積み残しとなっていた課題を解決するものである。また、第7次修正によっても解決されず積み残しとなっている課題は今後の中華民國憲法修正あるいは

新憲法制定へと関わってくるものと思われる。

そこで、この中華民国憲法第7次修正について、中華民国憲法の制定から李登輝政権期の一連の中華民国憲法修正に至る過去の経緯を踏まえた上で改めて検討を加え、残された課題から今後の台湾における憲法改正の方向性を考察する。

II 中華民国憲法の制定とこれまでの修正

まず、中華民国憲法の制定に至る経緯と、その後の動員戡乱時期臨時條款による修正から李登輝政権期の第6次修正に至る一連の中華民国憲法修正の経緯をたどり、その上で陳水扁政権期最初の中華民国憲法修正となった今回の第7次修正に至る経緯とその内容を検討することにより、中華民国憲法第7次修正の意義を考察する。

1. 中華民国憲法の制定

台湾の憲法は、その正式名称を「中華民国憲法」と称する。その名の通り、この憲法は元来1911年の辛亥革命によって清朝が滅亡したのを受け、翌1912年1月に建国された中華民国の憲法として、建国から35年後の1947年に公布されたものである。

中華民国憲法が公布されるまでの35年間にも、中華民国にはいくつかの「憲法」が存在していた。たとえば初期においては、建国直後の1912年3月に臨時大総統孫文の下で公布された「中華民国臨時約法」や、翌1913年に孫文に代わって臨時大総統、さらに大総統となった袁世凱の下で翌1914年に制定された「中華民国約法」があり、また中期においては、1916年の袁世凱死去後の軍閥割拠期を北伐によって1928年に終結させた蒋介石率いる中国国民党の下、1931年に公布された「中華民国訓政時期約法」がある。しかしこれらの「憲法」は、「中華民国は軍政、訓政および憲政の3段階をもってその建国が完成する」という孫文の考えに照らせば（注3）、いずれも第1段階の軍政に相当する北伐の前や、第2段階の訓政に相当する北伐直後に制定されたものであり、国家の基本的な枠組みが定められていたとはいえ、第3段階の憲政のために将来制定されるべき本格的な憲法までのつなぎ、あるいは準備的な性格が強かった。後者に関しては、訓政時期約法が訓政期においては「以党治国」、すなわち国民党が国家を統治することを規定していた一方で、政治の権力を「政権」（政治権利）と「治権」（統治権力）とに分け、政権を国民、治権を政府にそれぞれ属させ、さらに政権は選挙権、罷免権（リコール）、創制権（イニシアチブ）、複決権（レファレンダム）の4つの権利に、治権は行政権・立法権・司法権・考試権（公務員を採用する権力）・監察権（公務員を監督する権力）の5つの権力にそれぞれ分けられるとする孫文の考えを踏まえ、訓政期においては4つの政権を将来国民が行使できるように訓練することや、5つの治権を国民政府が行使することを規定しており、これが後の中華民国憲法における規定内容の基になったことからもうかがうことができる。

その訓政時期約法が公布されてまもなく満州事変が発生し、その後国難が深まるにつれて、早く憲政に移行すべきであるという世論が高まっていった（注4）。翌1932年に開催された国民党の全国大会の場においても、国民党が国家を統治する訓政を早く終わらせるべきであるという提案がなされ、これが受け入れられて憲政に向けた憲法草案が起草されることになった。そして4年後の1936年、「五五憲草」と称される憲法草案が完成する。五五憲草においては、4つの政権は国民を代表する国民大会が行使し、国民政府すなわち国民党が行使してきた5つの治権は総統および行政院・立法院・司法院・考試院・監察院の5つの院が行使するものと規定され、訓政から憲政への移行が図られた。また、民族の独立・民権の確立・民生の安定を目指すという孫文の考え、すなわち「三民主義」が基本原理として盛り込まれた。しかし、翌1937年に始まった日中戦争、さらにそれに続く第二次世界大戦により、この五五憲草を基に憲法を制定する作業は中断することになる。

日中戦争および第二次世界大戦は1945年8月に終結し、国民政府は中断していた憲法制定作業を再開すべく、同年10月に各党派を集めて国民大会を開催しようとした。しかし中国共産党などが国民大会代表の割り当て数に不満を示したために国民大会は開催されず、翌1946年1月に各党派や知識人を集めて政治協商会議が開催された。

この政治協商会議では、五五憲草に立法委員（立法院の議員）の選出方法などに関し12項目の修正を加えることが合意され（注5）、この合意に従って「政協憲草」と称される新たな憲法草案が起草された。そして同年11月によろやく国民大会が開催されたが、同年6月に国民党と共産党の間で内戦（国共内戦）が始まっていたため、共産党などが国民大会をボイコットし、結局同年12月に国民党が中心となって憲法を完成させ、これが翌1947年1月に中華民国憲法として公布されたのである（注6）。

中華民国憲法は前文および14章175条から構成され、五五憲草と同様に三民主義を基本原理としており、また「五権分立」制を採用していることから「五権憲法」とも称される。国家の最高意思決定機関は国民大会であり、総統は国家元首ではあるが強大な権限を有しているわけではなかった。そして、当然のことではあるが、この憲法は制定当時の中華民国の版図、すなわち中国大陸および台湾において適用されることを前提とした規定内容を有しており、たとえば国民大会代表や立法委員はモンゴルやチベットといった地域からも選出されることになっていた。

2. 動員戡乱時期臨時條款による修正

このように中国大陸で中華民国憲法が制定されている間、台湾では1945年の日本の敗戦によって、1895年以来51年間続いた日本による統治が終焉し、代わって中華民国が台湾を統治することになった。そして憲法についても、それまで適用されていた大日本帝国憲法に代わり、新たに制定される中華民国憲法が適用されることになった。

一方、その中華民国憲法が公布された1947年にはすでに国共内戦が激化していたため、翌1948年に開催された国民大会において、共産党による内乱を鎮圧することを名目に、国民党が中心となって「動員戡乱時期臨時條款」と称する憲法の修正条項を制定した。動員戡乱時期臨時條款は、動員戡乱時期すなわち共産党による内乱を鎮圧すべき時期においては、総統が戒嚴令や緊急命令を発令した際には立法院による追認が必要であるとする憲法上の制約を受けないと規定しており、いわば総統蒋介石に非常大権を与えるものである。また、動員戡乱時期において適用されるという性格上、将来における動員戡乱時期の終結宣言や、一応1950年という期限を区切った上で、それまでに動員戡乱時期が終結しない場合における動員戡乱時期臨時條款の扱いに関しても手続きを規定していた（注7）。

1949年5月、国共内戦における国民党の敗色が濃厚となったことを受け、蒋介石は台湾に戒嚴令を発令した。これは国民党が中国大陸における国共内戦で万が一敗北した際に、事実上その避難先を確保しようとするものであり、また1947年に台湾で発生した2・28事件に象徴されるような、少数の中国大陸出身者（外省人）が多数の台湾出身者（本省人）を支配すること（省籍矛盾）に対する本省人の反発を押さえ込もうとするものでもあった。戒嚴令の発令によって台湾では「戒嚴法」が適用され、台湾の行政事務や司法事務が台湾における軍の最高司令官の指揮や管轄の下に置かれたほか、憲法で保障されている集会・結社・言論・出版の自由をはじめとする基本的人権が台湾では制限されることになった（注8）。こうして台湾では、動員戡乱時期臨時條款と戒嚴令によって大幅な修正、制限が加えられた中華民国憲法が適用される形となったのである。

中国大陸における国共内戦では結局共産党が勝利し、1949年10月に共産党は中国大陸に中華人民共和国を建国した。一方、敗北した蒋介石ら国民党は同年12月に中華民国の首都を臨時の遷都という形で台湾の台北に移して台湾へと逃れ、これと同時に中華民国憲法も台湾、すなわち台湾本島・澎湖諸島・金門島・馬祖島のみに適用されることになった。これ以降、中国大陸における中華人民共和国の共産党政府と台湾における中華民国の国民党政府は、いずれも中国大陸と台湾を合わせた「一つの中国」を統治する自らの正統性を主張し、中華人民共和国は台湾の解放、中華民国は中国大陸への反攻を叫び互いににらみ合うようになる。

当初、動員戡乱時期臨時條款に関しては一応1950年という期限を区切った上で、それまでに動員戡乱時期が終結していない場合には国民大会を開催してその存廃を検討することになっていた。しかし実際にその国民大会が開催されたのは、予定より4年遅れた1954年である。この場において、国民政府はいずれ中国大陸に反攻する決意であるから、動員戡乱時期は引き続き継続し、動員戡乱時期臨時條款も引き続き効力を有する旨の決議が行われた。その後、動員戡乱時期臨時條款は1960年、1966年2月、同年3月、そして1972年の4度にわたって修正さ

れているが（注9）、中でも特に注目すべきは1960年の修正と1972年の修正である。1960年の修正では、それまで総統および副総統の任期を6年とし、再任を1回と限っていた憲法の規定が凍結され、これにより1948年に就任して以来12年間総統の地位にあった蒋介石は引き続き総統の地位にとどまることができるようになった。また1972年の修正では、かつて中国大陸で選出され、その後中国大陸における改選が不可能となったためその地位にとどまっていた国民大会代表や立法委員に関して、将来中国大陸に反攻して中国大陸における改選が可能となるまではその権限が認められるものとされ、併せて、「自由地区」と称され改選が可能な台湾から選出された国民大会代表や立法委員に関しては、その定員が増加させられ定期的に改選されることになった。この背景には、1971年に国連における中国の代表権が中華民国から中華人民共和国へと移り、さらに1972年には日本と、また1979年にはアメリカと相次いで国交を断絶したことにより、中華人民共和国と比較して相対的に国際的地位が低下した中華民国が、国内の民主化を多少なりともアピールすることによって国際社会の支持をつなぎとめようとする意図もあったが、こうして本省人が政治に参加できる機会を増やしていったことが、1960年代以降の経済成長ともあいまって、戒厳令の下白色テロと呼ばれる政治的弾圧が横行する中であっても次第に民主化への機運が高まっていく契機となり、やがて「党外」と称される反国民党勢力の出現、台頭へとつながっていく。

1975年の蒋介石死去により総統に就任した蒋介石の子蔣経国は、国民党政権による弾圧にもかかわらず勢力を増した党外が1986年に民主進歩党を結成したことを受け、翌1987年ついに1949年以来38年間台湾に敷かれていた戒厳令を解除した。これにより、戒厳法が制約を加えてきた憲法における基本的人権の規定が台湾に再び適用されることになった。

3. 李登輝政権期における修正

（1）第1次修正

戒厳令が解除された翌1988年に総統蔣経国は病気により死去し、副総統李登輝が総統に昇任した。李登輝は中華民国史上初めてとなる本省人の総統であったが、1988年から1990年までの2年間はあるくまでも死去した前総統蔣経国の残任期間であって、政権自体も蔣経国政権が大部分において継続し、李登輝はその中で蔣経国に代わって総統を務める立場に過ぎなかった。そのため、この間の李登輝は自らの政策を推し進めることはせず、専ら総統としての政権内における、あるいは国民党主席としての国民党内における安定的地位の確立に力を注ぐことになったのである。そして、蔣経国の残任期間をまもなく終える1990年3月、李登輝は国民大会によって正式に第8代総統に選出された。

同年5月、総統に就任した李登輝はその就任演説において、できるだけ早いうちに動員戡乱時期臨時條款を廃止し、併せて憲法を修正することによって民主化を進める（憲政改革）ことを宣言した。この宣言の通り、その後10年間続く李登輝政権の下では動員戡乱時期臨時條款の廃止と6回にわたる憲法修正が行われることになるのであるが、その最初となる動員戡乱時期臨時條款の廃止と中華民国憲法の第1次修正に先んじて同年6月に開催されたのが「国是会議」であった。

そもそも憲法修正権は中華民国憲法において国家の最高意思決定機関と位置づけられる国民大会に属していた。しかし、当時の国民大会を構成する国民大会代表の大部分はかつて中国大陸で選出され、その後動員戡乱時期臨時條款により改選されないままその地位にとどまっていたいわゆる「万年代表」であり、もはや民意を反映していないばかりか高齢化により職権の行使にも支障をきたす有様であった。そのような国民大会代表は憲政改革の担い手としてふさわしくないと考えた李登輝は、総統の諮問機関ではあるが民意を反映する国是会議をまず召集し、憲政改革の基本方針を導き出すことにしたのである。

このような経緯で召集された国是会議には、一部の中央民意代表（国民大会代表、立法委員、監察委員）のほか政党代表や学者など各界各層の代表150人が出席した。そして、中央民意代表機関の改革、地方自治制度、中央政治体制、憲法修正、大陸政策と兩岸関係といった国家の基本に関わるテーマについて議論が進められた。

その結果、次のような合意事項が得られた。すなわち、①非改選の中央民意代表を速やかに退職させる、②台湾省政府主席および台北市、高雄市の市長を住民の直接選挙で選出する、③総統を直接選挙で選出する、④動員

戡乱時期臨時條款は廃止し、憲法修正を進める、⑤台湾二千万人居住者の安全と權益を最優先とする大陸政策を進める。

国会会議におけるこれら5つの合意事項に沿って憲政改革が進められることになったが、そのためには憲法修正権を有する国民大会を憲政改革の担い手としてふさわしい民意を反映したものに変わる必要があった。そこで、当面の憲政改革は「一機関、二段階」の方式で進められることになった。ここでいう「一機関」とは国民大会のことであるが、まず第一段階として、万年代表を含む第1期国民大会代表により構成される国民大会が、万年代表の退職、そして第2期国民大会代表の選出方法を決定する憲法修正を行い、これに基づいて万年代表が退職し、第2期国民大会代表が選出されてから、次に第二段階として、第2期国民大会代表により構成される国民大会が、国会会議における合意事項に沿ったその他の憲法修正を行うというものである。

この「一機関、二段階」の第一段階として、翌1991年4月に国民大会が開催され、中華民国憲法の第1次修正が行われた(注10)。第1次修正では中華民国憲法の本文を修正する増修条文10か条が制定され翌5月1日から施行されたが、これと時を同じくして、1948年以来43年間にわたり中華民国憲法を制限してきた動員戡乱時期臨時條款が廃止された。

第1次修正の主要な内容であるが、まず中央民意代表(国民大会代表、立法委員、監察委員)の選出に関しては、旧来の選出規定では中華民国が自由地区(台湾本島・澎湖諸島・金門島・馬祖島)のみを実効支配している現状において中央民意代表の総数が著しく少なくなってしまうため、中央民意代表が一定の総数を確保できるよう選出規定を修正した(増修条文第1条・第2条・第3条)。次に中央民意代表の任期に関しては、万年代表の任期は1991年12月31日までとし、第2期国民大会代表の任期は翌1992年1月1日からとした。ただし台湾で定期的に改選されてきた増員分の国民大会代表の任期は1993年1月31日までとした。そして第1期の立法委員および監察委員の任期は1993年1月31日までとし、第2期の立法委員および監察委員の任期は同年2月1日からとした(増修条文第5条)。また動員戡乱時期臨時條款に基づく法律に関しては、1992年7月31日までに修正手続きを終了するものとした(増修条文第8条)。

なお、第1次修正において中華民国憲法の本文を残したまま増修条文10か条を追加する方式がとられたのは、中華人民共和国との関わりから、中華民国が中国大陸および台湾、すなわち中国全土を支配するという前提に立って制定された中華民国憲法の本文を残し、憲政改革のための増修条文はあくまでも暫定措置であると位置づける必要があったためであり、この方式はその後の憲法修正においてもとられることになった。

その後、第1次修正に基づいて1991年12月に第2期国民大会代表選挙が行われ、同月末には万年代表が任期を終えて退職した。

(2) 第2次修正

第1次修正に基づいて第2期国民大会代表が選出されたことにより、今度はこの第2期国民大会代表が構成する民意を反映した国民大会において、「一機関、二段階」の第二段階に相当する次の憲法修正が行われることになる。1992年、総統李登輝の召集により国民大会が開催され、中華民国憲法の第2次修正が行われた(注11)。第2次修正では、第1次修正において制定された増修条文10か条(増修条文第1条～増修条文第10条)に新たな増修条文8か条(増修条文第11条～増修条文第18条)を追加する形式がとられた。

第2次修正の主要な内容であるが、まず総統に関しては、旧来は国民大会が正副総統を選出していたが、1996年に就任する第9代正副総統以降は中華民国自由地区全人民がこれを選出するものとし、具体的な選出方法については1995年5月20日までに開催される国民大会で決定するものとした。併せて正副総統の任期を旧来の6年から4年に短縮した(増修条文第12条)。次に国民大会に関しては、国民大会代表の任期を旧来の6年から4年に短縮し、併せて毎年開催し総統の国情報告を受けて政策提言を行うものとした(増修条文第11条)。また司法院、考試院、監察院に関しては、旧来は司法院長・副院長、大法官、考試委員が総統の指名と監察院の同意による任命、監察委員が地方議会の間接選挙による選出であったものを、いずれも総統の指名と国民大会の同意による任命に改めた(増修条文第13条・第14条・第15条)。さらに地方制度に関しては、省政府に省長を置いて住民が直接選出するものとした(増修条文第17条)。このほか、1946年の中華民国憲法制定時には想定されていなかった

た現代的な課題や新しい人権概念への対応が新たな基本国策として盛り込まれた（増修条文第18条）。

すでに述べたように、この第2次修正によって第9代以降の正副総統は中華民国自由地区全人民が選出することになったが、その際の具体的な選出方法の決定は2年後の第3次修正に委ねられることになった。

（3）第3次修正

1994年、第2次修正において先送りにされていた第9代以降の正副総統の具体的な選出方法を決定するための憲法修正を行うべく国民大会が開催され、中華民国憲法の第3次修正が行われた（注12）。第3次修正では旧来の増修条文18か条が廃止され、これに代わる新たな増修条文10か条が制定された。旧来の増修条文18か条に残されていたすでに実施済みの第2期国民大会代表選挙などに関する暫定的な規定を削除し、中華民国憲法の本文の構成に倣って条文を整理しなおしたものであり、増修条文第1条に国民大会、増修条文第2条に総統、増修条文第3条に立法院、増修条文第4条に司法院、増修条文第5条に考試院、増修条文第6条に監察院、増修条文第7条に国民大会代表および立法委員の報酬と待遇、増修条文第8条に地方制度、増修条文第9条に基本国策、そして増修条文第10条に自由地区と大陸地区間の人民の権利義務関係およびその他の事務の処理に関する規定がそれぞれ置かれた。

第3次修正の主要な内容であるが、まず正副総統の選出に関しては中華民国自由地区全人民の直接選挙によるものとし、正副総統候補はペアで立候補して最大得票を得たペアが当選するものとした。またこれに対応するように、正副総統の罷免に関しても中華民国自由地区全人民の投票がその要件に組み込まれた（増修条文第2条）。

そしてこの第3次修正に基づいて、1996年3月に中華民国史上初めての正副総統直接民選が行われ、与党国民党公認候補の李登輝・連戦ペアが54%の最大得票を得て当選したのである。これにより李登輝は引き続き総統の任に就くことになった。

なお、1994年には第2次修正に基づいて台湾省長および台北市長、高雄市長の直接民選が行われており、また1991年には大陸政策の基本方針として「国家統一綱領」が制定され、中国大陸と台湾がともに「自由・民主・均富」の状態になれば統一に関する交渉を行うとの方針が打ち出されていた。

以上により、1990年の国是会議における合意事項、すなわち①非改選の中央民意代表を速やかに退職させる、②台湾省政府主席および台北市、高雄市の市長を住民の直接選挙で選出する、③総統を直接選挙で選出する、④動員戡乱時期臨時條款は廃止し、憲法修正を進める、⑤台湾二千万人居住者の安全と權益を最優先とする大陸政策を進める、の5つはこの第3次修正をもってほぼ実現されたのである。

（4）第4次修正

1996年3月に中華民国史上初めての直接民選により第9代総統に選出された李登輝は、同年5月の総統就任演説において憲政改革をさらに推進することを宣言した。しかし、すでに述べたように1990年の国是会議における合意事項は1994年の第3次修正をもってほぼ実現されていたため、まずは改めて民意を集約し以後の憲法修正の方向性を導き出す必要があった。

この民意を集約する場として開催されることになったのが、第2の国是会議ともいべき「国家發展会議」である。憲法修正権を有する国民大会においては、1996年の第3期国民大会代表選挙の結果野党が議席数を増やしたことにより、すでに与党国民党のみの力では憲法修正を行える状況にはなく、憲法修正を行うためには野党との協力が必要不可欠であった。従って、国家發展会議にはあらかじめ憲法修正に関する与野党間の合意を得る場としての役割も期待されたのである。国家發展会議は1996年12月に開催され、国是会議と同様に与野党代表や学者など各界各層の代表170人が出席した。そして、憲政体制と政党政治、経済發展、兩岸関係の3つのグループに分かれて議論が進められた。

憲政改革に関連するのは主として憲政体制と政党政治のグループにおける議論であったが、その議論の末に得られた主要な合意事項には次のようなものがあった。①総統が行政院長を任命する際に必要とされていた立法院の同意を不要とする、②総統は必要に応じて立法院を解散できるものとし、行政院長は立法院の解散を請求でき

るものとする、③立法院は行政院長の不信任を決議できるものとする、④立法院は正副総統に対する弾劾権を有するものとする、⑤次の第4期国民大会代表選挙を凍結する、⑥台湾省政府の権限と組織を簡素化し、次の台湾省長選挙および台湾省議会議員選挙を凍結する、⑦国民大会代表は定数を減少させ、比例代表制によって選出するものとする、⑧立法委員の定数を200～250に増加させる、⑨立法委員の任期を旧来の3年から4年に延長し、選挙区制と比例代表制の二票制によって選出するものとする。

これら合意事項のうち、⑥の台湾省政府の権限と組織を簡素化し、次の台湾省長選挙および台湾省議会議員選挙を凍結する、いわゆる省政府簡素化の主張に対し、台湾省長であった宋楚瑜をはじめ省政府関係者が反発し、このことが国民党内における李登輝と宋楚瑜の対立、ひいては国民党の分裂を招き、2000年の総統選挙において野党民進党の陳水扁が選出される要因の一つとなるのである。

このような国民党内の対立を生みながらも、翌1997年には国民大会が開催されて中華民国憲法の第4次修正が行われた（注13）。第4次修正では旧来の増修条文10か条が修正され、新たな増修条文11か条となった。

第4次修正の主要な内容であるが、まず総統に関しては、立法院は行政院長の不信任を決議できるものとし、その決議がなされた場合、総統は立法院を解散できるものとした。旧来の立法院には解散がなく、立法委員には3年の任期が保障されていたのである。そしてこれと均衡をとるため、旧来監察院が有していた国民大会に対する正副総統の弾劾案提出権が立法院に移された（増修条文第2条）。次に行政院に関しては、旧来総統が行政院長を任命する際に必要とされていた立法院の同意を不要とした。これにより総統は自由に行政院長を任免できることになった。一方立法院が行政院長の不信任を決議した場合、行政院長は辞表を提出するか総統に立法院の解散を請求できるものとした（増修条文第3条）。また立法院に関しては、立法委員の定数を225人に増加させた（増修条文第4条）。旧来立法委員の定数は明記されていなかったが、第4次修正で初めて明記されたものである。なお省政府に関しては、1998年12月20日をもって省長および省議会を凍結し、それ以降は総統が行政院長の要請により任命する委員9人が置かれるものとされたが（増修条文第9条）、立法委員の定数増加はこの省議会凍結を背景とするものであった。

この第4次修正により、先に挙げた国家発展会議における9つの主要な合意事項のうち、①総統が行政院長を任命する際に必要とされていた立法院の同意を不要とする、②総統は必要に応じて立法院を解散できるものとし、行政院長は立法院の解散を請求できるものとする、③立法院は行政院長の不信任を決議できるものとする、④立法院は正副総統に対する弾劾権を有するものとする、⑥台湾省政府の権限と組織を簡素化し、次の台湾省長選挙および台湾省議会議員選挙を凍結する、⑧立法委員の定数を200～250に増加させる、の6つが実現し、⑤次の第4期国民大会代表選挙を凍結する、⑦国民大会代表は定数を減少させ、比例代表制によって選出するものとする、⑨立法委員の任期を旧来の3年から4年に延長し、選挙区制と比例代表制の二票制によって選出するものとする、の3つが以後の修正における課題として残された。

（5）第5次修正

1999年、国民大会が開催され中華民国憲法の第5次修正が行われた（注14）。第5次修正はやはり国家発展会議における合意事項に沿う形で、旧来の増修条文11か条を再修正するものであったが、この修正内容がその後物議をかもし、翌2000年の第6次修正のきっかけとなるのである。

第5次修正の主要な内容であるが、まず国民大会に関しては、次の第4期国民大会代表の定数を300人とし、その次の第5期国民大会代表は定数を150人に半減した上で、特に政党および無所属候補については立法委員選挙における政党および無所属候補の得票に基づいて議席数を比例配分する形で当選させるものとした。（増修条文第1条）。これによって、国民大会代表の選出および任期は立法委員のそれと連動することになり、そして第3期国民大会代表自身の任期は特別に第4期立法委員の任期満了に合わせて2002年6月30日までとした。これは本来の規定に基づく4年の任期を2年以上も延長するものであった。また立法院に関しては、次の第4期立法委員の任期を2002年6月30日までとし、続く第5期以降の立法委員は国民大会代表に合わせて任期を旧来の3年から4年に修正した（増修条文第4条）。このほか、基本国策に関して社会福祉政策を重視する規定が盛り込まれた（増修条文第10条）。

この第5次修正の後、与野党および世論からは批判がなされた。批判の対象となったのは国民大会に関する増修条文第1条の修正である。すなわち、第3期国民大会代表自身の任期を本来の4年から6年以上に修正するような「お手盛り」の任期延長がまかり通るならば、憲法修正権を有する国民大会代表は思うままに自らの任期を延長できることになってしまうというのである。この任期延長は国民大会代表が与野党執行部の反対を押し切って行ったものであり、この修正の有効性は司法院大法官會議の判断に委ねられることになった。そして、2000年3月18日の総統選挙で野党民進党の陳水扁が選出された直後の同24日、司法院大法官會議は「釈字第499号解釈」により、第5次修正は無効であるとの判断を下したのである（注15）。なお、国民大会代表の任期延長に関連しない基本国策に関する修正は、その後第6次修正において改めてなされることになった。

この判断によって、第3期国民大会代表の任期は旧来通りの2000年5月19日までとなり、それに先立つ同月6日に第4期国民大会代表選挙が行われることが決まった。

（6）第6次修正

しかし、第5次修正における国民大会代表自身の「お手盛り」の任期延長に対する批判は、すでに国民大会そのものを廃止すべしとの世論を惹起していた。こうした世論を受けて国民党と民進党は、第3期国民大会代表の任期を2000年5月19日までとし、翌20日以降は国民大会を非常設化して、立法院が憲法修正案や総統弾劾案を提出した場合にのみ任期1ヶ月の国民大会代表を比例代表制で選出し、提出された憲法修正案や総統弾劾案の再審議に当たらせる形にその権限を制限することで合意した。そして、その2000年5月19日まで日にちが押し迫っていたため、急速4月に国民大会が開催され、先の合意を内容とする中華民国憲法の第6次修正が行われたのである（注16）。第6次修正では旧来の増修条文11か条が再修正されたが、これによって翌5月に予定されていた第4期国民大会代表選挙は必要がなくなり、中止となった。

第6次修正の主要な内容であるが、まず国民大会に関してはこれを非常設機関とし、立法院が憲法修正案か領土変更案を提出した場合はそれが公示されてから半年後、立法院が正副総統の弾劾案を提出した場合には3ヶ月以内に、任期1ヶ月の国民大会代表を比例代表制で選出して、立法院から提出された案をその任期内において再審議するものとした（増修条文第1条）。また立法院に関しては、領土変更案を立法委員総数の4分の1以上の提議、同4分の3以上の出席、出席委員の4分の3以上の決議により可決することで国民大会に提出できるものとし（増修条文第4条）、領土変更手続きが明記されたほか、国民大会が有していた大半の権限が立法院に移された。

こうして、中華民国憲法において国家の最高意思決定機関と位置づけられてきた国民大会は非常設化され、代わって実質的な最高意思決定機関となった立法院の提出した案を再審議する権限のみを有する機関となったのである。

III 中華民国憲法第7次修正の内容と課題

1. 第7次修正の経緯

2000年3月の総統選挙で新しい総統に選出された陳水扁は、同年5月の総統就任演説において、民進党政権ではなく党派を超えた「全民政府」を組閣すると宣言した上で、「私は、民選による中華民国第10代総統として、憲法を順守し、国家の主権と尊厳および安全を守り、全国民の福祉を確保しなければならないことを深く認識しております。このため、中共が武力を発動する意図がない限りにおいて、私は在任中に独立を宣言せず、国名を変更せず、二国論を憲法に盛り込まず、統一か独立かといった現状の変更に関する住民投票は行わず、また国家統一綱領や国家統一委員会を廃止することもいたしません」と述べ（注17）、民進党としての台湾独立志向を棚上げにして、既存の中華民国憲法に従い現状維持路線をとることを明らかにした。そして、この就任演説における宣言通り、野党となった国民党の外省人である唐飛を行政院長に迎えて全民政府を組閣した。

ところが、同年秋になって浮上した「第四原発存廃問題」によって、この全民政府は早くも行き詰ることになる。第四原発とは、当時台北近郊に建設中であった台湾では4基目に相当する原子力発電所であるが、この建設の是非については政党間で争いがあり、民進党が建設に反対の立場をとっていたのに対し、国民党など野党は建設に賛成の立場をとっていた。この争いが総統陳水扁と行政院長唐飛の対立へとつながり、同年10月に唐飛は行政院長を辞任した。さらに、その後を受けて行政院長に就任した民進党の張俊雄がまもなく第四原発の建設中止を発表したため、翌11月には野党が陳水扁政権の打倒を叫び、政局は大混乱に陥った。この第四原発存廃問題は翌2001年にもつれ込み、最終的に陳水扁政権が矛を収める形で一応は事態の收拾が図られたが、この問題により陳水扁政権は、当初目指していた全民政府が破綻し単なる民進党少数政権となったのである。

それ以降、陳水扁政権は少数政権であるがゆえに立法院において野党の抵抗にさいなまれ、厳しい政権運営を迫られることになった。2001年12月の立法委員選挙では民進党など与党が躍進し、民進党は初めて立法院における第一党となったが、それでも与党として過半数に及ばない状況には変わりがなく、勢力が拮抗する与野党の対立はますます激しいものとなった。このような状況下で陳水扁政権は、来る2004年の総統選挙をにらみ、次第に台湾独立志向という旗幟を鮮明にするようになる。

2002年8月、陳水扁は「一辺一国論」、すなわち中国と台湾は各々別個の独立国家であるという考えを示した。これは1999年に当時の総統である李登輝が示した「二国論」、すなわち中国と台湾は特殊な国と国との関係にあるという考えとほぼ同じのものであった。さらに翌2003年9月、台中市体育館で開催された民進党結党17周年大会において、党主席として出席した陳水扁はその講演の中で、「2006年に民進党は2千3百万台湾国民とともに台湾の新憲法を創出する」と述べ（注18）、同年11月には、アメリカのシンクタンクであるブルッキングス研究所の台湾訪問団との会見において、「2006年の世界人権デーである12月10日に新憲法制定の是非を問う国民投票を実施し、新たな総統が就任する2008年5月20日に新憲法を公布するのが望ましい」と述べて新憲法制定の日程を示した（注19）。

これに対し野党は、「台湾独立の時間表を提示したも同然だ」、あるいは「陳総統が就任当初に語った『4つのノー、1つのナッシング』に違反する」と反発し（注20）、特に国民党主席の連戦は同月、台湾を訪問中のアメリカ共和党全国委員会代表団との会見において、「憲法は国家の基本法である。民進党は少数政党であり、前回の総統選挙でも得票率は4割にも満たなかった。立法委員（国会議員）の議席も少数派である。それなのに国民の意思を顧みず新憲法制定を打ち出している。無責任である」と批判した上で（注21）、野党も対抗して、あくまでも中華民国という枠組みの中で新憲法制定を目指すことを表明した。

こうした批判を受けて、2004年3月の総統選挙で再び総統に選出された陳水扁は、同年5月の総統就任演説において、「もとより私は、国家の主権や領土にかかわる問題、また統一か独立かなどの問題に関しては、現在の台湾社会にはまだ絶対多数のコンセンサスを形成していないことを理解しております。このため私は、この問題は今回の憲政改革の範囲に組み込むべきではないと明確に提起いたします」と述べて、当面の目標を新憲法制定から憲政改革にトーンダウンさせた上で、その憲政改革では統独問題に立ち入らないことを明らかにし、さらに憲政改革のシナリオとして、「我々は現行憲法と追加条文の規定に従い、国会で採択されたのち、最初となりそれが最後となる暫定任務型の国民大会代表を選出し、それによって憲政改革を完成させ、国民大会の撤廃、さらに国民投票の憲法条文化を完遂し、民主憲政の永続的な発展と、将来国民が国会の憲法修正案を国民投票によって決定するための基礎を打ち立てます」と述べた（注22）。結局このシナリオに沿う形で、陳水扁政権下においては初めてとなる憲法修正が行われることになったのである。

そして2004年8月23日、立法委員の定数半減と任期変更、小選挙区比例代表並立制の導入、国民大会の廃止、公民投票による憲法修正などを内容とする、李登輝政権期からは通算第7次となる「中華民国憲法第7次修正案」が立法院において可決された（注23）。前回の憲法修正である2000年の第6次修正によって国民大会が非常設化されたため、今回の第7次修正は従来の国民大会に代わって立法院が実質的に行った初めての憲法修正となった。修正案はその後、旧来の憲法修正手続きに基づいて、2005年5月14日に比例代表制により選出された300人の国民大会代表が構成し（注24）、同月30日に召集された非常設かつ最後の国民大会における再審議を経て同年6月7日に可決され（注25）、ここに一連の憲法修正手続きが完了して正式に第7次修正となった。

2. 第7次修正の内容

中華民国憲法第7次修正は、形式的には旧来の中華民国憲法増修条文11か条のうち、増修条文第1条、増修条文第2条第10項、増修条文第4条第1・2・5・7項、増修条文第5条第4項、増修条文第8条の各条項を修正し、さらに新しく増修条文第12条を追加したものであるが、実質的には中華民国憲法の本文やその他の増修条文にも大いに変動をもたらした。この第7次修正の主要な内容は以下の通りである。

立法院に関しては、2008年に選出され就任する第7期立法委員から、定数を旧来の225議席から113議席に半減し、任期を旧来の3年から4年に改めるものとした。また、その選出方法として小選挙区比例代表並立制を採用し、直轄市および縣市から73議席、平地先住民および山地先住民から各3議席計6議席、全国比例代表区および外国在留国民から34議席をそれぞれ選出するものとした（増修条文第4条第1項）。これまでの憲法修正により、立法委員の定数は増加の一途をたどってきたが、立法院における審議のレベルと効率の向上を図るとの理由から、立法委員の定数半減についてはすでに与野党間で合意が得られていた。また、立法委員の任期変更と小選挙区比例代表並立制の導入については、1996年の国家發展会議において結論に達していたものであり、その後の3度の憲法修正では盛り込まれないまま先送りにされてきた経緯がある。

国民大会に関しては、旧来の規定では2000年の第6次修正により、立法院が可決した憲法修正案、領土変更案、総統・副総統弾劾案の再審議に機能を限定された非常設機関となっていたものを、今回の第7次修正案の再審議を最後に完全に廃止するものとした（増修条文第1条）。そもそも中華民国憲法においては、国民大会、立法院、監察院の3機関が中央民意代表機関、言うなれば国会として位置づけられていたのであるが、国会に相当する機関が3つも存在しているのは国民の総合的意思の実現に困難をもたらすとの理由から、すでに1992年の第2次修正によって監察院の人員が地方議会による選出から総統の指名と国民大会の同意による任命に改められ、監察院は国会としての機能を失っていた。そして今回の第7次修正の結果国民大会が完全に廃止されたことにより、立法院のみが残り必然的に単一議会制が確立することになったのである。

憲法修正および領土変更に関しては、旧来の規定では立法院が立法委員総数の4分の1以上の提議、同4分の3以上の出席、出席委員の4分の3以上の決議により可決した憲法修正案および領土変更案を国民大会が再審議することになっていたものを、国民大会の廃止に伴い、立法院が可決した憲法修正案および領土変更案をその公告から半年を経てより3か月以内に行われる公民投票によって再審査し、有権者総数の過半数の同意を必要とする形に改めた（増修条文第1条・第4条第5項・第12条）。すでに2003年11月に成立した「公民投票法」の第2条においては憲法修正案の審査が全国的公民投票の適用範囲に含まれており（注26）、この規定を受け今回の第7次修正において、立法院が可決した憲法修正案を公民投票によって再審査しなければならない旨憲法上に明記したのである。その積極的意義は、憲法修正権を国民に復帰させる点に求められている。

総統・副総統の弾劾に関しては、旧来の規定では立法院が立法委員総数の2分の1以上の提議、同3分の2以上の決議により可決した総統・副総統弾劾案を国民大会が再審議し、国民大会代表総数の3分の2以上の同意によって成立することになっていたものを、やはり国民大会の廃止に伴い、立法院が可決した総統・副総統弾劾案を司法院大法官が構成する憲法法院が審理する形に改めた（増修条文第2条第10項・第4条第7項・第5条第4項）。

以上のように、1996年の国家發展会議で結論に達していながらその後積み残しになっていたものや、すでに与野党間で合意が得られているものが今回の第7次修正の内容となっているのであり、第7次修正は李登輝政権期における6度の憲法修正の延長線上に位置づけられるものであると言える。その一方で、未だ国民の間で合意が得られていない統独問題に関するものは含まれておらず、今後の課題として残されることになったのである。

IV おわりに

今回の第7次修正によって残された課題は統独問題に関するもののみではない。陳水扁政権期における最初の憲法修正となった第7次修正を「第一次憲政改革」、今後行われるべき憲法修正を「第二次憲政改革」と位置づけた上で、その第二次憲政改革において取り組まれるべき課題がスケジュールとしてすでに提示されているのである（注27）。

それらの課題は統治機構に関するものと人権に関するものと大きく2つに分けられる。まず統治機構に関する課題としては、①総統（大統領）制とするか、議院内閣制とするか、②三権分立に移行するか、五権憲法を維持するか、③兵役制度を徴兵制から志願制に変更するか、④省政府を存続させるか廃止するか、⑤地方自治体の構造を削減、の5つが挙げられており、また人権に関する課題としては、①人権の強化（労働三権、原住民憲章および公民権を行使する年齢を18歳に引き下げることなど）、②人権保障メカニズムの構築（人権委員会を憲法に盛り込むことなど）、の2つが挙げられている。

統治機構に関する課題の中では、まず①総統（大統領）制とするか、議院内閣制とするか、が重要である。これまでの7度にわたる中華民国憲法修正においては、全体としていかなる政治体制を構築すべきかという問題を軽視したまま、いわばつぎはぎのような形で統治機構に関する修正がなされてきたのであり、陳水扁も「台湾は将来、米国流の大統領制を採用すべきか、あるいはイギリス流の議院内閣制か、さらにフランス流の二つの首長並立制にすべきかについてだが、現行はそのいずれにも該当しない」と指摘している（注28）。このことが政局を不安定にさせる一つの要因ともなっているため、今後はいかなる政治体制を選択するかに留意しつつ憲法修正を行う必要がある。それから②三権分立に移行するか、五権憲法を維持するか、も重要である。すでに考試院および監察院は旧来有していた権限が他の機関に移されるなどしており、三権分立化の萌芽が見られる。効率化の観点からも今後さらに三権分立へ移行することが望まれる。また人権に関する課題は、これまでの7度にわたる中華民国憲法修正においては統治機構に関する課題と比較すると積極的に取り上げられてこなかったが（注29）、②人権保障メカニズムの構築、において触れられている人権委員会は、陳水扁が2000年の第10代総統就任演説において言及しているものである（注30）。今後は統治機構に関してのみならず、人権に関しても憲政改革が推進されることを期待したい。

冒頭に述べたように、統独問題が絡んだ新憲法制定問題に関する国民のコンセンサスは得られていないのが現状である。従って、当面の台湾における憲法改正は旧来通り、統独問題を棚上げにしたまま、新しく掲げられた統治機構や人権に関する諸課題を、増修条文を修正する方式によって行われていくものと考えられる。

資料1 中華民国憲法第7次修正による新たな中華民国憲法増修条文（原文）

増修条文第一條

中華民國自由地區選舉人於立法院提出憲法修正案、領土變更案，經公告半年，應於三個月內投票複決，不適用憲法第四條，第一百七十四條之規定。

憲法第二十五條至三十四條之規定，停止適用。

増修条文第二條第十項

立法院提出總統、副總統彈劾案，聲請司法院大法官審理，經憲法法庭判決成立時，被彈劾人應即解職。

増修条文第四條第一、二、五、七項

立法院立法委員自第七屆起一百一十三人，任期四年，連選得連任，於每屆任滿前三個月內，依左列規定選出之，不受憲法第六十四條及第六十五條之限制：

- 一、自由地區直轄市、縣市七十三人。每縣市至少一人。
- 二、自由地區平地原住民及山地原住民各三人。
- 三、全國不分區及僑居國外國民共三十四人。

前項第一款依直轄市、縣市人口比例分配，並按應選名額劃分同額選舉區選出之。第三款依政黨名單投票選舉之，由獲得百分之五以上政黨選舉票之政黨依得票比率選出之，各政黨當選名單中，婦女不得低於二分之一。

中華民國領土，依其固有疆域，非經全體立法委員四分之一之提議，全體立法委員四分之三出席，及出席委員四分之三之決議，提出領土變更案，並於公告半年後，經中華民國自由地區選舉人投票複決，有效同意票過選舉人總額之半數，不得變更之。

立法院對於總統、副總統之彈劾案，須經全體立法委員二分之一以上之提議，全體立法委員三分之二以上之決議，聲請司法院大法官審理，不適用憲法第九十條、第一百條及增修條文第七條第一項有關規定。

增修條文第五條第四項

司法院大法官，除依憲法第七十八條之規定外，並組成憲法法庭審理總統、副總統之彈劾及政黨違憲之解散事項。

增修條文第八條

立法委員之報酬或待遇，應以法律定之。除年度通案調整外，單獨增加報酬或待遇之規定，應自次屆起實施。

增修條文第十二條

憲法之修改，須經立法院委員四分之一之提議，四分之三之出席，及出席委員四分之三之決議，提出憲法修正案，並於公告半年後，經中華民國自由地區選舉人投票複決，有效同意票過選舉人總額之半數，即通過之，不適用憲法第一百七十四條之規定。

出典：中華民國總統府ホームページ (<http://www.president.gov.tw/>) 内、

http://www.president.gov.tw/1_roc_intro/law_add_94.html

資料2 中華民國憲法第7次修正に関連する旧来の中華民國憲法条文（原文）

第四條

中華民國領土，依其固有之疆域，非經國民大會之決議，不得變更之。

第二十五條

國民大會依本憲法之規定，代表全國國民行使政權。

第二十六條

國民大會以左列代表組織之：

一 每縣市及其同等區域各選出代表一人，但其人口逾五十萬人者，每增加五十萬人，增選代表一人。縣市同等區域以法律定之。

二 蒙古選出代表，每盟四人，每特別旗一人。

三 西藏選出代表，其名額以法律定之。

四 各民族在邊疆地區選出代表，其名額以法律定之。

五 僑居國外之國民選出代表，其名額以法律定之。

六 職業團體選出代表，其名額以法律定之。

七 婦女團體選出代表，其名額以法律定之。

第二十七條

國民大會之職權如左：

一 選舉總統副總統。

二 罷免總統副總統。

三 修改憲法。

四 複決立法院所提之憲法修正案。

關於創制複決兩權，除前項第三第四兩款規定外，俟全國有半數之縣市曾經行使創制複決兩項政權時，由國民大會制定辦法並行使之。

第二十八條

國民大會代表每六年改選一次。

每屆國民大會代表之任期至次屆國民大會開會之日為止。

現任官吏不得於其任所所在地之選舉區當選為國民大會代表。

第二十九條

國民大會於每屆總統任滿前九十日集會，由總統召集之。

第三十條

國民大會遇有左列情形之一時，召集臨時會：

- 一 依本憲法第四十九條之規定，應補選總統副總統時。
- 二 依監察院之決議，對於總統副總統提出彈劾案時。
- 三 依立法院之決議，提出憲法修正案時。
- 四 國民大會代表五分之二以上請求召集時。

國民大會臨時會，如依前項第一款或第二款應召集時，由立法院院長通告集會。依第三款或第四款應召集時，由總統召集之。

第三十一條

國民大會之開會地點在中央政府所在地。

第三十二條

國民大會代表在會議時所為之言論及表決，對會外不負責任。

第三十三條

國民大會代表，除現行犯外，在會期中，非經國民大會許可，不得逮捕或拘禁。

第三十四條

國民大會之組織，國民大會代表之選舉罷免，及國民大會行使職權之程序，以法律定之。

第六十四條

立法院立法委員依左列規定選出之：

- 一 各省，各直轄市選出者，其人口在三百萬以下者五人，其人口超過三百萬者，每滿一百萬人增選一人。
- 二 蒙古各盟旗選出者。
- 三 西藏選出者。
- 四 各民族在邊疆地區選出者。
- 五 僑居國外之國民選出者。
- 六 職業團體選出者。

立法委員之選舉及前項第二款至第六款立法委員名額之分配，以法律定之。婦女在第一項各款之名額，以法律定之。

第六十五條

立法委員之任期為三年，連選得連任，其選舉於每屆任滿前三個月內完成之。

第七十八條

司法院解釋憲法，並有統一解釋法律及命令之權。

第九十條

監察院為國家最高監察機關，行使同意，彈劾，糾舉及審計權。

第九十四條

監察院依本憲法行使同意權時，由出席委員過半數之議決行之。

第一百條

監察院對於總統副總統之彈劾案，須有全體監察委員四分之一以上之提議，全體監察委員過半數之審查及決議，向國民大會提出之。

第一百三十五條

內地生活習慣特殊之國民代表名額及選舉，其辦法以法律定之。

第一百七十四條

憲法之修改，應依左列程序之一為之：

- 一 由國民大會代表總額五分之一提議，三分之二之出席，及出席代表四分之三之決議，得修改之。
- 二 由立法院立法委員四分之一之提議，四分之三之出席，及出席委員四分之三之決議，擬定憲法修正案，提請國民大會複決。此項憲法修正案應於國民大會開會前半年公告之。

增修條文第一條

國民大會代表三百人，於立法院提出憲法修正案、領土變更案，經公告半年，或提出總統、副總統彈劾案時，應於三個月內採比例代表制選出之，不受憲法第二十六條、第二十八條及第一百三十五條之限制。比例代表制之選舉方式以法律定之。

國民大會之職權如左，不適用憲法第四條、第二十七條第一項第一款至第三款及第二項、第一百七十四條第一款之規定：

- 一 依憲法第二十七條第一項第四款及第一百七十四條第二款之規定，複決立法院所提之憲法修正案。
- 二 依增修條文第四條第五項之規定，複決立法院所提之領土變更案。
- 三 依增修條文第二條第十項之規定，議決立法院提出之總統、副總統彈劾案。國民大會代表於選舉結果確認後十日內自行集會，國民大會集會以一個月為限，不適用憲法第二十九條及第三十條之規定。

國民大會代表任期與集會期間相同，憲法第二十八條之規定停止適用。第三屆國民大會代表任期至中華民國八十九年五月十九日止。國民大會職權調整後，國民大會組織法應於二年內配合修正。

增修條文第二條第十項

立法院向國民大會提出之總統、副總統彈劾案，經國民大會代表總額三分之二同意時，被彈劾人應即解職。

增修條文第四條第一、二、五、七項

立法院立法委員自第四屆起二百二十五人，依左列規定選出之，不受憲法第六十四條之限制：

- 一 自由地區直轄市、縣市一百六十八人。每縣市至少一人。
- 二 自由地區平地原住民及山地原住民各四人。
- 三 僑居國外國民八人。
- 四 全國不分區四十一人。

前項第三款、第四款名額，採政黨比例方式選出之。第一款每直轄市、縣市選出之名額及第三款、第四款各政黨當選之名額，在五人以上十人以下者，應有婦女當選名額一人，超過十人者，每滿十人應增婦女當選名額一人。

中華民國領土，依其固有之疆域，非經全體立法委員四分之一之提議，全體立法委員四分之三之出席，及出席委員四分之三之決議，並提經國民大會代表總額三分之二之出席，出席代表四分之三之複決同意，不得變更之。

立法院對於總統、副總統之彈劾案，須經全體立法委員二分之一以上之提議，全體立法委員三分之二以上之決議，向國民大會提出，不適用憲法第九十條、第一百條及增修條文第七條第一項有關規定。

增修條文第五條第四項

司法院大法官，除依憲法第七十八條之規定外，並組成憲法法庭審理政黨違憲之解散事項。

增修條文第七條第一項

監察院為國家最高監察機關，行使彈劾、糾舉及審計權，不適用憲法第九十條及第九十四條有關同意權之規定。

增修條文第八條

立法委員之報酬或待遇，應以法律定之。除年度通案調整者外，單獨增加報酬或待遇之規定，應自次屆起實施。國民大會代表集會期間之費用，以法律定之。

出典：中華民國總統府ホームページ (<http://www.president.gov.tw/>) 內、

http://www.president.gov.tw/1_roc_intro/law_roc.html、

http://www.president.gov.tw/1_roc_intro/law_add_89.html

注

- 1 2004年3月20日に行われた総統選挙の結果につき、台湾週報2137号、2004年4月1日。
- 2 2004年12月11日に行われた立法委員選挙の結果につき、台湾週報2172号、2004年12月23日。
- 3 林政則編著『憲法概論 第二版』2頁。
- 4 謝瑞智『憲法新論』47～48頁。
- 5 政治協商会議において合意された12項目の五五憲草修正原則につき、洪葦倉『中華民國憲法』38～39頁、謝瑞智前掲書49～51頁。
- 6 中華民國憲法（本文）の全文（日本語訳）につき、張有忠翻訳・監修『日本語訳 中華民國六法全書』12～18頁。
- 7 制定当初の動員戡乱時期臨時条款の全文につき、洪泉湖・盧瑞鍾・劉阿榮・李炳南・樊中原編著『憲法新論』69～70頁。
- 8 戒嚴法の規定のうち、憲法が保障する基本的人権を制限するものにつき、齊光裕『中華民國的憲政發展 民國三十八年以來的憲法變遷』35～36頁。
- 9 動員戡乱時期臨時条款の4度にわたる修正につき、洪泉湖・盧瑞鍾・劉阿榮・李炳南・樊中原編著前掲書70～72頁、齊光裕前掲書6～7頁。
- 10 中華民國憲法第1次修正による中華民國憲法増修条文の全文（日本語訳）につき、張有忠翻訳・監修『日本語訳 中華民國六法全書』19頁。
- 11 中華民國憲法第2次修正による中華民國憲法増修条文の全文（日本語訳）につき、張有忠翻訳・監修『日本語訳 中華民國六法全書』20～21頁。
- 12 中華民國憲法第3次修正による中華民國憲法増修条文の全文（原文）につき、中華民國總統府ホームページ (<http://www.president.gov.tw/>) 内、http://www.president.gov.tw/1_roc_intro/law_add_83.html。
- 13 中華民國憲法第4次修正による中華民國憲法増修条文の全文（日本語訳）につき、台北駐日經濟文化代表処ホームページ (<http://www.roc-taiwan.or.jp/>) 内、<http://www.roc-taiwan.or.jp/law/law15.html>。
- 14 中華民國憲法第5次修正による新たな中華民國憲法増修条文（原文）につき、中華民國總統府ホームページ (<http://www.president.gov.tw/>) 内、http://www.president.gov.tw/1_roc_intro/law_add_88.html。
- 15 司法院大法官會議積字第499号解釈の全文（原文）につき、中華民國司法院ホームページ (<http://www.judicial.gov.tw/>) 内、http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03_01.asp?expno=499。
- 16 中華民國憲法第6次修正による新たな中華民國憲法増修条文（日本語訳）につき、中華週報1954号、2000年5月18日。
- 17 陳水扁中華民國第10代總統就任演説の全文（日本語訳）につき、中華週報1956号、2000年6月1日。
- 18 台北週報2116号、2003年10月23日。
- 19 台北週報2121号、2003年11月27日。
- 20 台北週報2116号、2003年10月23日。
- 21 台北週報2122号、2003年12月4日。
- 22 陳水扁中華民國第11代總統就任演説の全文（日本語訳）につき、台湾週報2144号、2004年5月27日。
- 23 中華民國憲法第7次修正案の全文（日本語訳）につき、台湾週報2162号、2004年10月10日。
- 24 2005年5月14日に行われた国民大会代表選挙の結果につき、台北駐日經濟文化代表処ホームページ (<http://www.roc-taiwan.or.jp/>) 内、<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050516c.htm>。
- 25 2005年6月7日に行われた国民大会の中華民國憲法第7次修正案に対する投票の結果につき、台北駐日經濟文化代表処ホームページ (<http://www.roc-taiwan.or.jp/>) 内、<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050607e.htm>。
- 26 公民投票法の全文（日本語訳）につき、台北週報2124号、2003年12月18日。
- 27 台北駐日經濟文化代表処ホームページ (<http://www.roc-taiwan.or.jp/>) 内、<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050628a.htm>。

- 28 台灣週報2127号、2004年1月22日。
- 29 台北駐日經濟文化代表處ホームページ (<http://www.roc-taiwan.or.jp/>) 内、<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050722b.htm>。
- 30 「私は、国連が長期にわたって主張してきたことを実現するため、台湾に自主運営の国家人権委員会を設立し、国際規約人権委員会ならびに国際アムネスティの、この二つの卓越した非政府人権組織に、わが国が各種の人権保護を確実に実施できるよう協力を依頼し、中華民国に二十一世紀における人権の新たな指標を打ち立てたいと願っております。」(陳水扁中華民国第10代総統就任演説、中華週報1956号、2000年6月1日。)

参考文献

- 林政則編著『憲法概論 第二版』正中書局、2001年
- 謝政道『中華民國修憲史』揚智文化事業、2001年
- 洪葦倉『中華民國憲法』揚智文化事業、2001年
- 洪泉湖・盧瑞鍾・劉阿榮・李炳南・樊中原編著『憲法新論』幼獅文化事業、2000年
- 周繼祥『中華民國憲法概論』揚智文化事業、2000年
- 謝瑞智『憲法新論』正中書局、2000年
- 許慶雄『憲法講義』知英文化事業、1999年
- 齊光裕『中華民國的憲政發展 民國三十八年以來的憲法變遷』揚智文化事業、1998年
- 李炳南編著『不確定的憲政 第三階段憲政改革之研究』揚智文化事業、1998年
- 林水吉『憲政改革與民主化 寧靜革命的歷史見證』揚智文化事業、1998年
- 李炳南編著『第一階段憲政改革之研究』揚智文化事業、1997年
- 陳滄海『修憲與政治的解析』幼獅文化事業、1995年
- 謝美美「立法院修憲議事問題初探」月旦法學No.88、2002年9月
- 曾建元「評謝政道『中華民國修憲史』」臺灣本土法學雜誌28期、2001年11月
- 李炳南・曾建元・顏韶儀「第五、六次修憲 國民大會制度改革過程中政治力之分析」立法院院聞第29卷第10期=342、2001年10月
- 曾建元「我國修憲後憲政體制的爭議問題與因應對策」立法院院聞第29卷第5期=337、2001年5月
- 曾建元「臺灣一九九七年修憲後憲政爭議問題與因應對策」香港社會科學學報第19期、2001年春・夏季
- 彭德富「民主鞏固與臺灣地區的憲政改革」三民主義學報(師大)第21期、2000年9月
- 黃昭元「捐客與靈媒的本尊之爭—釋字第49九九號解釋評析」臺灣本土法學雜誌12期、2000年7月
- 葉俊榮「修憲程序：建立任務型國大後所帶動變革」月旦法學第61期、2000年6月
- 謝瑞智「修憲權與釋憲權」政策月刊第58期、2000年5月
- 陳春生「評修憲權與釋憲權的爭議」政策月刊第58期、2000年5月
- 謝瑞智「國民大會通過之憲法增修條文的幾個問題」政策月刊第57期、2000年4月
- 陳滄海「從國代延任案論修憲之程序」立法院院聞第28卷第4期=324、2000年4月
- 魏千峰「第三波民主潮下之憲政改革—臺灣與捷克比較」思與言第38卷第1期、2000年3月
- 涂懷瑩「(第四次)憲法增修條文的『析解』」法律評論第65卷第10~12期合刊=1336、1999年12月
- 蔡宗珍「憲法增修條文自何時起生效?一個學理層面的思考」政策月刊第52期、1999年11月
- 黃建輝「憲法第五次增修條文評釋」臺灣本土法學雜誌4期、1999年10月
- 涂懷瑩「憲法增修條文之制定、修正與我國憲政發展之檢討」立法院院聞第27卷第8期=316、1999年8月
- 李宏仁「未來我國憲法中總統、行政院與國民大會、立法院修憲方向芻議」臺中商專學報31、1999年6月
- 涂懷瑩「由省制法制化到所謂精省改制—從五權憲法觀點看省制改革問題」法律評論第65卷第4~6期合刊=1334、1999年6月

- 涂懷瑩「從『憲法增修條文』看『我國憲政的發展』」法令月刊第50卷第5期、1999年5月
- 喬寶泰「第一、二階段修憲的憲法增修條文說明」近代中國第130期、1999年4月
- 彭錦鵬「修憲與國會改革的方向」政策月刊42期、1999年1月
- 喬寶泰「憲政改革的内容析述」近代中國第128期、1998年12月
- 陳春生「修憲的成效與評估」中山人文社會科學期刊6：1=14、1998年6月
- 李國雄「民主鞏固與我國未來的修憲方向」中山人文社會科學期刊6：1=14、1998年6月
- 曹作清「八〇年代中華民國憲政改革述評」黃埔學報35輯、1998年6月
- 林銘德「憲法增修條文之適用疑義」法令月刊第49卷第6期、1998年6月
- 陳滄海「修憲議事程序法理之探討（下）」立法院院聞第26卷第4期=300、1998年4月
- 陳滄海「修憲議事程序法理之探討（上）」立法院院聞第26卷第3期=299、1998年3月
- 喬寶泰「基本國策的推行與成果」近代中國第123期、1998年2月
- 葉俊榮·黃昭元「『九七憲改之檢討』學術研討會導言」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 葉俊榮「九七憲改與臺灣憲法變遷的模式」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 蔡宗珍「政黨政治的迷思—從九七憲改的政黨運作論我國憲政體制下政黨的定位、發展及其危機—」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 賀德芬「評『政黨政治的迷思—從九七憲改的政黨運作論我國憲政體制下政黨的定位、發展及其危機』」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 黃錦堂「由『精省』看九七憲改」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 許宗力「評『由『精省』看九七憲改』」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 湯德宗「論九七修憲後的權力分立—憲改工程的另類選擇」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 蕭全政「評『論九七修憲後的權力分立—憲改工程的另類選擇』」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 黃昭元「九七修憲後我國中央政府體制的評估」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 李建良「大法官的制度變革與司法院的憲法定位—從第四次憲法增修條文談起」國立臺灣大學法學論叢第27卷第2期、1998年1月
- 邱垂泰·邱志淳「從憲法修改界限理論論我國憲法的修改」立法院院聞第25卷第11期=295、1997年11月
- 李國雄「我國的修憲過程與政治改革：從民主轉型到民主鞏固」理論與政策11：4=44、1997年9月
- 謝瑞智「公民教育與憲政改革」公民訓育學報第6輯、1997年6月
- 劉淑惠「行政與立法兩權互動模式的變更—評兩黨有關的修憲提案」國家政策（動態分析）雙週刊第164期、1997年5月13日
- 黃正杰「朝野三黨憲改條文草案要點對照表」國家政策（動態分析）雙週刊第164期、1997年5月13日
- 陳滄海「憲法修改的方式及其法理」立法院院聞第25卷第4期=288、1997年4月
- 陳滄海「論憲法修改的複決程序」立法院院聞第25卷第1期=285、1997年1月
- 潘誠財「我國憲法修憲程序芻義」復興崗學報57期、1996年6月
- 喬寶泰「國民參政會憲政期成會提出憲草修正草案」近代中國112、1996年4月
- 涂懷瑩「（第二次）及（第三次）『憲法增修條文』的『析解』（上）」法律評論第62卷第1·2·3期合刊=1321、1996年3月
- 荊知仁「憲法修改與憲政改革獻言」政策月刊第12期、1996年1月
- 李炳南·曾建元「第三階段憲改議題的法理分析」立法院院聞第23卷第9期=269、1995年9月
- 涂懷瑩「（第一次）『憲法增修條文』的『析解』」法律評論第61卷第7·8期合刊=1318、1995年8月
- 李炳南·鍾國允「第一階段修憲（一九九一）憲法增修條文之分析」中山學術論叢第13期、1995年6月
- 何輝慶「民主進步黨的修憲策略分析—以第二階段憲政改革為例證」中山學術論叢第13期、1995年6月
- 涂懷瑩「『憲法增修條文』增列『福利國策』的『析解』」法令月刊第46卷第5期、1995年5月
- 朱謙「第三次修憲：中華民國憲法增修條文之介紹與評述」人文及社會學科教學通訊5卷4期=28、1994年12月
- 朱謙「五權憲法原理的新解釋—第三次修憲內容之商榷」近代中國101、1994年6月

魏明德 (B. Vermander) 「憲政改革與民主文化」當代97、1994年5月
涂懷瑩「憲法增修條文之法律性質的檢討」法令月刊第45卷第5期、1994年5月
虞舜「完成憲改工程、邁向法治康莊—所望於二屆國大第四次臨時會—」法令月刊第45卷第4期、1994年4月
藍綱「第二屆國民大會修憲經過及內容之研究」復興崗學報50期、1993年12月
葛永光『台灣の歩んだ道 政治編』行政院新聞局、1999年
『静かなる革命』行政院新聞局、1995年
『台湾週報 (中華週報、台北週報)』1840号、1997年12月18日～2184号、2005年3月31日
大村泰樹・小林昌之編『東アジアの憲法制度』日本貿易振興会・アジア経済研究所、1999年
浅野和生「李登輝政権下の憲法修正とその課題」問題と研究第27巻第1号、1997年10月
共同通信社編『世界年鑑 2004年版』共同通信社、2004年
台湾研究所編『中華民國総覧 1999年版』台湾研究所、1999年
『中華民國憲法』行政院新聞局、1998年
張有忠翻譯・監修『日本語訳 中華民國六法全書』日本評論社、1993年
中華民國国民大会ホームページ (<http://www.na.gov.tw/>)
中華民國總統府ホームページ (<http://www.president.gov.tw/>)
中華民國立法院ホームページ (<http://www.ly.gov.tw/>)
中華民國司法院ホームページ (<http://www.judicial.gov.tw/>)
『中央日報』ホームページ (<http://www.cdn.com.tw/>)
『自由時報』ホームページ (<http://www.libertytimes.com.tw/>)
『台湾日報』ホームページ (<http://www.taiwandaily.com.tw/>)
『中国時報』ホームページ (<http://www.chinatimes.com.tw/>)
台北駐日經濟文化代表処ホームページ (<http://www.roc-taiwan.or.jp/>)